

奈良県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、東吉野村の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく事務を、次の規約により県が受託した。

令和五年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

東吉野村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約

（森林法に基づく事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、東吉野村（以下「甲」という。）は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく事務を奈良県（以下「乙」という。）に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の範囲については、次の各号に定めるものとする。

- 一 森林法第十条の八に規定する伐採及び伐採後の造林の届出等に関する事務
- 二 森林法第十条の九に規定する伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等に関する事務

（管理及び執行の方法）

第三条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費）

第四条 委託事務を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例（令和二年三月奈良県条例第五十五号）第十八条に規定する奈良県フォレストーに係る経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲と乙が協議して定める。

（その他必要な事項）

第五条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務について必要な事項は甲と乙が協議して定める。

附則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。